

令和4年度

白石市予算書

白石市

目 次

1. 白石市一般会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 白石市国民健康保険特別会計・・・・・・・・・・ 9
3. 白石市介護保険特別会計・・・・・・・・・・・・ 12
4. 白石市後期高齢者医療特別会計・・・・・・・・ 15
5. 白石市水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・ 17
6. 白石市下水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・ 20

第19号議案

令和4年度白石市一般会計予算

令和4年度白石市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,720,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月17日提出

白石市長 山田 裕一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		3,904,988
	1 市 民 税	1,497,317
	2 固 定 資 産 税	1,937,505
	3 軽 自 動 車 税	125,618
	4 市 た ば こ 税	211,144
	5 特 別 土 地 保 有 税	10
	6 入 湯 税	5,770
	7 都 市 計 画 税	127,624
2 地 方 譲 与 税		203,417
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	43,100
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	133,600
	3 森 林 環 境 譲 与 税	26,717
3 利 子 割 交 付 金		1,200
	1 利 子 割 交 付 金	1,200
4 配 当 割 交 付 金		8,200
	1 配 当 割 交 付 金	8,200
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		8,100
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	8,100
6 法 人 事 業 税 交 付 金		64,100
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	64,100
7 地 方 消 費 税 交 付 金		776,200
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	776,200
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		5,800
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,800
9 環 境 性 能 割 交 付 金		25,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000
10 地 方 特 例 交 付 金		21,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	21,000
11 地 方 交 付 税		4,250,000
	1 地 方 交 付 税	4,250,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,700
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700
13 分 担 金 及 び 負 担 金		58,428

(単位：千円)

款	項	金額
	1 負 担 金	58,428
14 使用料及び手数料		156,183
	1 使 用 料	138,137
	2 手 数 料	18,046
15 国庫支出金		2,097,325
	1 国 庫 負 担 金	1,503,091
	2 国 庫 補 助 金	586,068
	3 国 庫 委 託 金	8,166
16 県 支 出 金		901,285
	1 県 負 担 金	614,913
	2 県 補 助 金	202,610
	3 県 委 託 金	83,762
17 財 産 収 入		13,609
	1 財 産 運 用 収 入	13,539
	2 財 産 売 払 収 入	70
18 寄 附 金		500,004
	1 寄 附 金	500,004
19 繰 入 金		638,990
	1 基 金 繰 入 金	638,990
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		494,620
	1 延滞金、加算金及び過料	9,001
	2 市 預 金 利 子	1
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	7
	4 貸 付 金 元 利 収 入	267,870
	5 受 託 事 業 収 入	20,534
	6 雑 入	197,207
22 市 債		588,100
	1 市 債	588,100
歳 入	合 計	14,720,250

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		164,990
	1 議 会 費	164,990
2 総 務 費		2,352,888
	1 総 務 管 理 費	1,893,695
	2 徴 税 費	280,803
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	105,947
	4 選 挙 費	40,346
	5 統 計 調 査 費	14,016
	6 監 査 委 員 費	18,081
3 民 生 費		5,226,589
	1 社 会 福 祉 費	2,618,657
	2 児 童 福 祉 費	2,010,838
	3 生 活 保 護 費	566,212
	4 災 害 救 助 費	30,882
4 衛 生 費		1,914,606
	1 保 健 衛 生 費	1,699,007
	2 清 掃 費	215,599
5 労 働 費		1,617
	1 労 働 諸 費	1,617
6 農 林 水 産 業 費		332,351
	1 農 業 費	222,161
	2 林 業 費	110,190
7 商 工 費		418,850
	1 商 工 費	418,850
8 土 木 費		1,362,864
	1 土 木 管 理 費	31,716
	2 道 路 橋 梁 費	496,632
	3 河 川 費	30,003
	4 都 市 計 画 費	701,639
	5 住 宅 費	102,874
9 消 防 費		503,931
	1 消 防 費	503,931
10 教 育 費		1,196,127

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教 育 総 務 費	353,252
	2 小 学 校 費	172,085
	3 中 学 校 費	97,727
	4 幼 稚 園 費	53,710
	5 社 会 教 育 費	198,858
	6 保 健 体 育 費	320,495
11 災 害 復 旧 費		2,991
	1 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 費	2,989
12 公 債 費		1,227,087
	1 公 債 費	1,227,087
13 予 備 費		15,359
	1 予 備 費	15,359
歳 出	合 計	14,720,250

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
男女共同参画基本計画策定業務委託料	令和5年度	3,003
福祉総合システム賃貸借料	令和5年度から令和7年度まで	49,715
白石市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託料	令和5年度	4,125
白石市第4期障害者計画・白石市第7期障害福祉計画・白石市第3期障害児計画策定業務委託料	令和5年度	2,600
生活保護システムクラウドサービス利用料	令和5年度から令和7年度まで	8,547
生活保護システムミドルウェア費用	令和5年度から令和7年度まで	2,789
中小企業振興資金融資損失補償(令和4年度分)	令和5年度から令和17年度まで	融資預託額の10/100に相当する金額の損失補償
官民連携アドバイザリー業務委託料	令和5年度	13,000
電子図書館クラウド使用料	令和5年度から令和8年度まで	2,640
遺跡調査用ノートパソコン賃貸借料	令和5年度から令和8年度まで	563

第3表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	借入利率	償還の方法
武家屋敷改修事業	21,700	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利率 の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には、そ の債権者と協定す るものによる。た だし、市財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換えすることが できる。
健康センター照明LED化改修 事業	700			
県営ため池整備事業	900			
壽丸屋敷改修事業	4,500			
地方道路整備事業	144,600			
河川浚渫事業	20,000			
街路事業	87,200			
公園施設長寿命化対策支援 事業	45,000			
消防施設整備事業	12,300			
防災施設整備事業	12,000			
白石第二小学校照明LED化改 修事業	1,100			
水道事業会計出資金	28,100			
臨時財政対策債	210,000			
合 計	588,100			

第20号議案

令和4年度白石市国民健康保険特別会計予算

令和4年度白石市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,785,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月17日提出

白石市長 山田裕一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		535,994
	1 国民健康保険税	535,994
2 使用料及び手数料		801
	1 手数料	801
3 国庫支出金		5
	1 国庫補助金	5
4 県支出金		2,846,514
	1 県補助金	2,846,513
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		24
	1 財産運用収入	24
6 繰入金		395,243
	1 一般会計繰入金	281,243
	2 財政調整基金繰入金	114,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		6,986
	1 延滞金、加算金及び過料	6,101
	2 預金利子	1
	3 雑入	884
歳入	合計	3,785,568

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		24,713
	1 総務管理費	18,534
	2 徴税費	5,795
	3 運営協議会費	10
	4 趣旨普及費	374
2 保険給付費		2,824,957
	1 療養諸費	2,429,100
	2 高額療養費	381,150
	3 移送費	41
	4 出産育児諸費	10,506
	5 葬祭諸費	3,500
	6 傷病手当金	660
3 国保事業費納付金		876,288
	1 国保事業費納付金	876,288
4 保健事業費		48,467
	1 特定健康診査等事業費	25,759
	2 保健事業費	22,708
5 基金積立金		24
	1 基金積立金	24
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		6,606
	1 償還金及び還付加算金	6,606
8 予備費		4,512
	1 予備費	4,512
歳出	合計	3,785,568

第 2 1 号議案

令和 4 年度白石市介護保険特別会計予算

令和 4 年度白石市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,983,048 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		735,743
	1 介 護 保 険 料	735,743
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 国 庫 支 出 金		951,591
	1 国 庫 負 担 金	650,488
	2 国 庫 補 助 金	301,103
4 支 払 基 金 交 付 金		1,026,646
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,026,646
5 県 支 出 金		576,200
	1 県 負 担 金	541,392
	2 県 補 助 金	34,808
6 財 産 収 入		42
	1 財 産 運 用 収 入	42
7 繰 入 金		674,348
	1 一 般 会 計 繰 入 金	605,313
	2 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	69,035
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		18,427
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	18,415
歳 入	合 計	3,983,048

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	52,027
	2 徴収費	8,384
	3 介護認定審査会費	7,012
	4 趣旨普及費	35,904
		727
2 保険給付費		3,667,325
	1 介護サービス諸費	3,331,680
	2 介護予防サービス等諸費	39,083
	3 諸費	2,620
	4 高額介護サービス費	89,200
	5 高額医療合算介護サービス等費	12,922
	6 特定入所者介護サービス等費	191,820
3 地域支援事業費		260,622
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	132,913
	2 一般介護予防事業費	37,302
	3 包括的支援事業・任意事業費	90,124
	4 諸費	283
4 基金積立金		42
	1 基金積立金	42
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		2,031
	1 償還金及び還付加算金	2,031
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,983,048

第 2 2 号議案

令和 4 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

令和 4 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 463,255 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		330,290
	1 後期高齢者医療保険料	330,290
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		131,718
	1 一 般 会 計 繰 入 金	131,718
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,146
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 雑 入	116
歳 入	合 計	463,255

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		13,838
	1 総 務 管 理 費	8,153
	2 徴 収 費	5,650
	3 趣 旨 普 及 費	35
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		448,316
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	448,316
3 諸 支 出 金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予 備 費		101
	1 予 備 費	101
歳 出	合 計	463,255

第23号議案

令和4年度白石市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度白石市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	13,405 戸
(2) 年間総配水量	3,580 千 m^3
(3) 一日平均配水量	9,808 m^3
(4) 主要な建設改良事業 水道施設整備費	203,894 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			903,813 千円
第1項	営業収益			862,941 千円
第2項	営業外収益			40,871 千円
第3項	特別利益			1 千円
		支	出	
第1款	水道事業費用			856,948 千円
第1項	営業費用			831,504 千円
第2項	営業外費用			21,439 千円
第3項	特別損失			2,005 千円
第4項	予備費			2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 103,864 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,761 千円、当年度分損益勘定留保資金 85,103 千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	水道事業資本的収入			184,230 千円
第1項	企業債			34,300 千円
第2項	工事負担金			93,632 千円
第3項	補助金			28,149 千円
第4項	出資金			28,149 千円

		支	出	
第1款	水道事業資本的支出			288,094 千円
第1項	建設改良費			214,229 千円
第2項	企業債償還金			73,865 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	34,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 64,264 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,000 千円と定める。

令和4年2月17日提出

白石市長 山田 裕一

第24号議案

令和4年度白石市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度白石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
(1) 処理区域内人口	21,886 人	1,467 人	23,353 人
(2) 年間総処理水量	2,561 千m ³	85 千m ³	2,646 千m ³
(3) 一日平均処理水量	7,016 m ³	233 m ³	7,249 m ³
(4) 主要な建設改良事業等			
下水道施設整備事業	84,566 千円	4,257 千円	88,823 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息の財源にあてるため、企業債16,700千円を借り入れる。

	収	入
第1款 公共下水道事業収益		898,083 千円
第1項 営業収益		632,986 千円
第2項 営業外収益		265,096 千円
第3項 特別利益		1 千円
第2款 農業集落排水事業収益		90,512 千円
第1項 営業収益		18,366 千円
第2項 営業外収益		72,145 千円
第3項 特別利益		1 千円
収入合計		988,595 千円

	支	出
第1款 公共下水道事業費用		819,992 千円
第1項 営業費用		710,374 千円
第2項 営業外費用		108,396 千円
第3項 特別損失		222 千円
第4項 予備費		1,000 千円

第2款 農業集落排水事業費用	104,797 千円
第1項 営業費用	85,692 千円
第2項 営業外費用	18,102 千円
第3項 特別損失	3 千円
第4項 予備費	1,000 千円
支出合計	924,789 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 381,238 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 10,319 千円、過年度分損益勘定留保資金 315,633 千円、当年度分損益勘定留保資金 55,286 千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 公共下水道事業資本的収入	466,242 千円	
第1項 企業債	222,100 千円	
第2項 分担金及び負担金	75,587 千円	
第3項 他会計繰入金	168,555 千円	
第2款 農業集落排水事業資本的収入	49,685 千円	
第1項 企業債	40,600 千円	
第2項 分担金及び負担金	136 千円	
第3項 他会計繰入金	8,949 千円	
収入合計	515,927 千円	

	支	出
第1款 公共下水道事業資本的支出	803,016 千円	
第1項 建設改良費	116,405 千円	
第2項 企業債元金償還金	686,611 千円	
第2款 農業集落排水事業資本的支出	94,149 千円	
第1項 建設改良費	4,257 千円	
第2項 企業債元金償還金	89,892 千円	
支出合計	897,165 千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	228,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
農業集落排水事業	51,300			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業費用、農業集落排水事業費用のうち、営業費用、営業外費用、特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

30,116 千円

令和4年2月17日提出

白石市長 山田 裕一